

國學院大學學術情報リポジトリ

〔研究ノート〕 アメリカのNo Child Left Behind法の定着過程における州政府の反発とその論理：2005年NCSL報告書を中心に：
特集アメリカ福祉国家とグローバル化(2)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 加藤, 美穂子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001015

アメリカの No Child Left Behind 法の定着過程 における州政府の反発とその論理 － 2005 年 NCSL 報告書を中心に

■ 加藤 美穂子

▶ 要 約

アメリカの分権的な州＝連邦システムでは、中央集権化傾向に対する抑制力となる対抗的な実力が州・地方政府の側に備わっており、連邦政府の側にも、アメリカ社会に本来的に内蔵される分権システムを尊重する意思が堅固に存在する。

本稿では、初等中等教育の分野における中央集権化の事例とされるブッシュ（子）共和党政権による No Child Left Behind Act of 2001 を対象に、州・地方の対抗力を典型的に表現する資料として 2005 年に National Conference of State Legislatures（州議会議員の全米組織）が発表した報告書を取り上げ、そこで示された具体的な州側の提言の背後にあるアメリカの州＝連邦関係の分権システムにおける基本理念を検討する。

具体的には、同報告書はその第 1 章「教育改革に関する連邦政府の役割」において、合衆国憲法等の法的観点から、教育政策に関する州政府の権限と、NCLB 法における連邦政府からの義務付けの拡大とその運用の問題点を挙げている。同報告書で述べられる基本的な憲法論や州権を尊重する論理は、多種多様な州と地域から成るアメリカの連邦システムの礎をなすものであり、それぞれの州と地域の多様性を可能としながらも一つの国としてまとまるための基盤と考えられる。

▶ キーワード

アメリカ 連邦補助金 NCLB

1. 分析視角と問題意識
2. NCLB 法のアカウンタビリティ規定と州＝連邦関係
3. NCSL 報告書（2005 年 2 月）の紹介と意義
4. 今後の課題

1. 分析視角と問題意識

本稿で取り上げるのは、2005年にNational Conference of State Legislatures（州議会議員の全米組織、以下ではNCSLと略記）が発表した*Task Force on No Child Left Behind, Final Report*（以下ではNCSL報告書と略記）という報告書であり、それは、本来的に州・地方政府の側に責任と権限があるはずの初等中等教育という分野において、2002年に成立した連邦政府のNo Child Left Behind Act of 2001（Pub.L. 107-110、以下ではNCLB法と略記）によって集権的な方向の改革が進められているとして、州の側から問題提起と提言を行うためのものであった。ただし、同報告書では、連邦政府のNCLB法の実施プロセスにおける集権的な側面に対する具体的な是正策を詳細に提言しているが、本稿では、その具体的な提言の背後にある州＝連邦関係の基本理念に焦点を当ててこのNCSL報告書を紹介したい。

周知のように、NCLB法は、2001年1月20日に就任したブッシュ（子）共和党政権が最重要な政策課題として提案し、同年12月に議会を通過して、2002年1月にブッシュ（子）大統領の署名によって成立した法律であり、連邦初等中等教育法（Elementary and Secondary Education Act: ESEA）の再授權法である。NCLB法では、従来よりも、教育成果に対するアカウントビリティや教員資格などに関して連邦補助金の交付要件を厳格化したことから、初等中等教育に対する連邦政府の関与を拡大させる中央集権的な改革と評価されることが多い。たとえばConlan（2011）は、「従来、初等中等教育のカリキュラムや成績基準については州・地方政府レベルがコントロールし、連邦政府の介入はほとんどなかったため、この改革は連邦政府の影響力を格段に増大させ」るものであり、「教育政策にかかわる力関係の大きな変化をもたらされた」として、同法がアメリカの初等中等教育政策史上では強い中央集権化をもたらすものと位置づけている⁽¹⁾。

たしかにNCLB法は州政府に対して、従来のアメリカの初等中等教育法と比べると、学習内容などに関する州内統一的な州スタンダードの設定とそれに基づいた学力評価の実施、学校と学区の成果評価などについてより厳格な要請をしており、連邦政府の関与の度合いは大きくなっている。しかし注意すべきは、その州スタンダードや学力評価というのは、連邦政府が全国統一的に実施するものではなく、それらの具体的な内容についてはそれぞれの州政府に任せるものであった。また、NCLB法には州政府の政策運営の裁量性を高めるためのイニシアティブやウェイバーも設けられていた。

さらに後述のように、同大統領は、就任の3日後にはNCLB法案についての声明を発

表しているが、その中では、アメリカの州＝連邦関係における分権的な基本構造を侵害しない形で教育改革の枠組みを形成することを明確に述べており、また、同法案の審議過程の議会公聴会においても、その点は継承されていた。

しかし、NCLB 法の成立後に連邦教育省による施行過程が始まると、同法による教育改革の要となるアカウントビリティ・システム構築などについて、2002 年及び 2003 年に連邦教育省の側から強力な働きかけがあり、それに対する州・地方政府の側からの反発や批判が強まっていった。そこで 2004 年頃からは、連邦教育省と各州政府の間で交渉の着地点を模索する作業が進められた。その作業が進められている 2005 年というタイミングで NCSL 報告書が発表されたのは、アメリカの州＝連邦関係の基本的な理念を再確認し、その基本理念の上に、州政府の側から連邦教育省に要求する具体的な改善点を位置付けることで、両者の交渉にとって不可欠な基準となるポイントを提示するためと考えられる。

アメリカ社会の全体で分権的な仕組みに対するコンセンサスが歴史的に形成され、共有されているのであり、それを大前提としたうえで、集権化を要する政策を制度的に定着させるポイントを模索するという過程がある。それは、分権的な基本構造と中央集権化傾向の妥協点の模索というよりは、集権化を要請する社会的要因に対して、アメリカ的分権システムが対応する仕組みを模索しているとみる方が妥当であろう。

さらに、アメリカ的分権システムの重要な要因は、第 1 に中央集権化傾向に対する抑制力となる対抗的な実力が州・地方政府の側に備わっていることであり、第 2 に中央集権化傾向の担い手である中央政府（連邦政府）の側にも、アメリカ社会に本来的に内蔵される分権システムを尊重する意思が堅固に存在することである。

本研究の目的は、初等中等教育の分野における中央集権化の典型事例とされるブッシュ（子）共和党政権による NCLB 法を対象に、上述の第 1 要因である州・地方の対抗力の実態を明らかにすることであり、その一環として本稿では、州・地方側の対抗力を典型的に表現する資料として 2005 年 NCSL 報告書を検討する。ただしその検討の前提として、連邦政府の側の第 2 要因を表現する資料もみておきたい。そして、本稿で検討した州政府と連邦政府の分権的な基本理念に沿った形で、ブッシュ（子）共和党政権の中盤以降には、連邦政府の側が NCLB 法の運用の柔軟性を高めていくことになるが、その詳細については次の課題としたい⁽²⁾。

2. NCLB 法のアカウンタビリティ規定と州＝連邦関係

(1) NCLB 法におけるアカウンタビリティの枠組み

アメリカでは、初等中等教育は州・地方政府の役割とされ、連邦政府は連邦補助金を通じて間接的に関与する位置にある。しかし、グローバル化やIT革命の中で、アメリカの国際競争力の基盤となるべき学力の向上を課題とする教育改革への機運が高まり、1990年代には、それぞれの州において教育改革が模索され、そして2000年代の初頭には、ブッシュ（子）共和党政権の下でその教育改革を推進するためにNCLB法が成立した。

NCLB法では州や地方の教育現場に教育成果に対するアカウンタビリティを厳格に求めたことから、同法に対しては「集権的」という評価がなされることも多い。後にみるように、州・地方政府側からのNCLB法への強い反発を招いたのは、アカウンタビリティに関する要件であった。そこで、NCLB法を特徴付けるアカウンタビリティに関する主要規定をみておこう⁽³⁾。

第1に、読解（reading）と数学と科学について、州政府が、学習内容と到達すべき学力に関する州スタンダードを設定し、州内の全ての学校と生徒に同じ州スタンダードを適用することである⁽⁴⁾。

第2に、上記の州スタンダードに基づいて生徒の学力到達度を確認するために、州政府が、州内統一の州学力評価試験を実施することである⁽⁵⁾。州学力評価試験は、まず読解と数学については、第3～8学年の全生徒には毎年実施し、第10～12学年の生徒にはこの3年の間に最低1回実施することとされた。科学については、第3～5学年、第6～9学年、第10～12学年のそれぞれの間に1回の試験を行うこととされた。

第3に、州学力評価試験の結果に基づいて、全ての学校と学校区の成果評価を行うことである⁽⁶⁾。各年度に学校と学校区が達成すべき成果目標として年次学力進捗目標（Adequate Yearly Progress：以下ではAYPと略記）を設定しなければならないとした。

第4は、各学校と学校区の成果評価の結果などに関する実績報告書（report card）を公表することである⁽⁷⁾。

第5は⁽⁸⁾、低成果の学校や学校区への支援（教員への専門訓練、学校選択、補習教育サービス等）⁽⁹⁾と是正措置（学校教職員の交代、新カリキュラム、外部専門家の登用、授業日数の増加、学校の内部組織の改変など）⁽¹⁰⁾、学校再編である⁽¹¹⁾。

(2) ブッシュ（子）大統領の声明（2001年1月23日）

ブッシュ（子）大統領は2001年1月20日に就任してその3日後に、教育改革に関する声明を発している⁽¹²⁾。そこでは、次の4点が提示された。

第1は、第3～8学年の生徒に読解と数学の学力評価試験を毎年実施することである。ただしその試験とは、連邦政府による全米統一試験では決してなく、教育に関する地方自治と州政府のカリキュラムに基づくものであると明言されている。その上で、Left Behind されそうな生徒を早期に発見するために、すべての生徒の学力を把握するための試験を毎年実施することを州政府に求めたのである。すなわち、カリキュラムなどの教育政策の本質部分は従来どおり州・地方政府の権限であることを前提とした上で、学力評価試験の実施方法の面で、対象となる学年と科目と実施頻度についてボトムラインを求めるというスタンスである。

第2に、教育改革における州政府の側の柔軟な遂行を重視している。同大統領は、「教育改革の担い手は官僚組織ではなく、学校や学区（という教育現場：引用者）」であり、「教師や校長や州・地方政府のリーダーが、改革を成功させる責任と創意工夫のための柔軟性を有するべき」としている。そして、学区や教育現場を過剰な規則で縛ることの弊害に言及するのだが、注目すべきはその焦点がアカウンタビリティにあることである。

（現場の：引用者）学校が改革を行う自由を持たないならば、彼らは改革の失敗に対する説明責任を持たないことになる。権限とアカウンタビリティは地方レベルで実現すべきである。そうでなければ、（現場の：引用者）学校は、失敗に対して容易に言い訳できることになる。

このように、ブッシュ（子）大統領は、社会の多様性や政策イノベーションといった一般的な分権の利点のみならず、NCLB法が最重視するアカウンタビリティを強化する観点から州・地方政府の柔軟性を位置づけている。その上で、「連邦議会で焦点となっている地方レベルでの教育支出の柔軟性」について、主要議員達と前向きに議論を重ねているとするのである。

第3は、学習内容等の州スタンダードは、貧困地域の学校等にとっては容易ではないので、その達成に向けた必要な支援を行うというものである。

成績不振の学校あるいは学区を支援するには、それ（その成績不振の状況：引用者）を

測定して情報として把握し、支援が必要であることを理解する必要がある。その支援は、学校あるいは学校区が自己改革するのを支援する形で行われる。

第4は、生徒達を劣悪な学校に放置しないことである。そのためにNCLB提案では、選択肢を親と生徒に提供するとしている。その選択肢とは、いわゆる学校選択を指していると思われる。ただし、具体的な内容については、ブッシュ（子）大統領のNCLB案とは異なる案も既に提示されており、今後それらとの調整作業がはじまることにも言及されているが、「アカウントビリティ・システムは帰結（成果の出ない学校への対策のこと：引用者）を備えなければならない」こと自体には意見の相違がないとしている。

以上のブッシュ（子）大統領の声明では、アカウントビリティ・システムを通じて明らかになる教育成果に関する情報を前提として、学校あるいは学校区の改革努力への支援と学校選択という仕組みによって教育格差を縮小するというNCLB法案の枠組みを明示すると同時に、教育改革の責任と主体性は州・地方の側にあることを確認している。

(3) 連邦議会下院公聴会（Hearing Held in Washington, DC, March 7, 2001）

ブッシュ（子）共和党政権から提示されたNCLB案を受けて、連邦議会下院は、それを初等中等教育法の再授權法の形で立法化するための議論をはじめた。その初期段階において、連邦議会下院のCommittee on Education and the Workforceは“Leave No Child Behind”と題した公聴会を2001年3月7日にワシントンDCで開催⁽¹³⁾、連邦教育省の長官に就任したPaige氏の証言を求めた。

同委員会のBoehner委員長は開会演説において⁽¹⁴⁾、Paige長官がテキサス州ヒューストン学校区で教育長として行った改革の実績から全米のリーダーに選ばれたことに言及した上で、ブッシュ（子）共和党政権のNCLB案の中心的な提案内容を確認している。

ブッシュ（子）共和党政権の教育改革案は3つの原則に基づいている。第1は州政府と地方レベルの学校区に柔軟な形の決定権を与えることであり、第2は成果を測定するための厳格なアカウントビリティ・システムの構築であり、第3は生徒の親（保護者：引用者）への荒廃した学校から子供を移動させる選択肢の提供である。

すなわち、高い成果につながる教育改革を推進するために、アメリカの各地域の多様な社会状況に整合的な取り組みができるよう政策運営の柔軟性をそれぞれの州政府や学校区に与えるのであり、その代わりに、厳格なアカウンタビリティ・システムによって各学校の成果を測定して、パフォーマンスの悪い学校については「学校選択」の仕組みによる競争原理を適用する方向で、アメリカ全体の教育改革を推進するという論理構造である。そして、そのような改革が要請される根拠について、次のように述べている。

1990年以來、Title Iの（貧困児童を対象とする：引用者）連邦教育補助金について800億ドル以上も議会で予算承認しているが、学力試験の結果は停滞的であり、巨額の教育財政支出にもかかわらず、多くの生徒が（1990年代のクリントン民主党政権下で各州において制定された：引用者）教育目標に到達できていない。

そして同委員長は、「多くの生徒が教育目標に到達できていない」という状況についてさらに踏み込んで、「富裕層と貧困層の生徒の間の学力格差や、アングロサクソン系の白人とマイノリティの格差が（これまでの貧困生徒向けの連邦補助金の投入にもかかわらず：引用者）いまだに大きく、場合によっては拡大している」ことを指摘した。そして具体的に、「今日でも大都市圏のスラム街では第4学年の70%が読解の基礎レベルに到達していない」ことに言及した上で、NCLB案の具体的な施策について以下のように続けている。

この悲劇的な状態を放置できない。ブッシュ（子）共和党政権の提案は、「アメリカの恵まれない生徒（America's disadvantaged students）」を支援するという連邦教育支出の本来的な目的に回帰するものである。同政権は、連邦補助金を交付される公立学校に対して初めて本当の成果を求めるために、第3学年から第8学年の生徒の数学と読解の科目における学力進捗を測定するための毎年の試験を開発することを州政府と学校区に求める。

このように教育成果を測定する毎年の試験の結果に基づくアカウンタビリティ・システムがブッシュ（子）共和党政権の改革案の最重要な仕組みとしたうえで、同委員長は、それゆえに、州政府と学校区の側における柔軟な運営が認められるとする。

生徒のそれぞれ固有のニーズに応じて創意工夫した対策を学校が実施できるように、官僚主義（的な煩雑な事務手続き：引用者）を削減し、重複するプログラムを整理統合することで、生徒のパフォーマンスを改善するためのより大きな柔軟性を州政府と学校区に与える。

さらに同委員長は、改善できなかった学校については、学校選択というもう一つの重要な仕組みを用意されることを指摘するが、同時に、教師の能力の向上や、学校内の安全確保などが盛り込まれていることにも着目している。

以上みたように、議会多数派である共和党のBoehner委員長は、上述のブッシュ（子）大統領のNCLB案について全面的に支持するスタンスを示している。そしてその際に、開会演説の冒頭で、ブッシュ提案の3つの原則の第1として、「州と地方に柔軟な決定権を与えること」を掲げているように、教育改革の責任と主体性が州・地方の側にあるということに当然の原則としている。

それでは次に、ブッシュ（子）共和党政権の第1期に連邦教育省長官に任命されたPaige長官の同公聴会での証言をみていこう⁽¹⁵⁾。同長官は、ブッシュ（子）共和党政権の最優先の政策がこの教育改革であり、（政権就任直後の2001年2月に提案される2002年度予算案において：引用者）教育支出が最大の増加率であると強調して、以下のように続けている。

第1に、NCLB案は民主党や共和党やそれ以外の党派も含めてすべての人が、初等中等教育を強化する目的のために協力できる枠組みである。その目的のためならば、他者の意見を受け入れる。

第2に、NCLB案はこれまでの教育改革の進展を基盤とするものである。ブッシュ（子）共和党政権は、州政府や学校区に対してこれまでの成果をすべて放棄することを求めるのではなく、むしろ、これまでの改革をもっと積極的に進めていく。

すなわち、1990年代に全米で多様な形で進められたそれぞれの州や学校区における教育改革を継承するものであり、それらを包み込むような枠組みとしてNCLBが設計されるということであろう。ただし、同長官は、1990年代の連邦政策との違いも明確に述べている。

（クリントン民主党政権下の：引用者）1994年法は、教育改革の方向性は正しいものであったが、実施面で十分ではなかった。これまでのやり方の欠陥は、連邦補助金の対象となるべき「恵まれない生徒やマイノリティの生徒（disadvantaged and minority students）」と「恵まれた生徒（more advantaged peers）」の間の恐るべき学力格差である。

また、教育者の時間が煩雑な事務手続きに費やされて、生徒の教育成果によって測定されるべきアカウンタビリティが疎かにされてきた。

そして同長官は、そのアカウントビリティのためのシステムについて、NCLB 案ではどのように改善を図るかを具体的に説明している。

ブッシュ（子）共和党政権の提案の中核は、第 3-8 学年のすべての生徒に対する読解と数学の毎年の州政府による試験である。

（テキサス州ヒューストン学区の教育長としての：引用者）私の経験から言えば、生徒や学校の成果評価の手段としてそれに代わるものはない。

また同長官は、その試験結果のデータを、親や（地域の：引用者）住民や納税者に対して連邦補助金の成果に関するアカウントビリティのために役立てると述べて、以下のように続けている。

要改善校を特定して、州政府や学区による改善の施策を支援する。そして改善に失敗した学校については、徹底的な教師陣の強化やチャーター・スクール等への再編という包括的な対策が講じられる。また、生徒には他校への転校の選択肢も与えられる。

このように、学校再編や学校選択という強い措置も織り込まれたアカウントビリティ・システムを強調するのだが、それに加えて、同長官はブッシュ（子）共和党政権の提案には、顕著に成果の上昇した州政府や学区には報償があり、逆に失敗した場合には（連邦補助金の中の：引用者）管理費用に当たる部分を削減するという仕組みがあることも強調した。そして、このような厳しい成果重視のアカウントビリティ・システムを成功裏に実施できるようにするために、NCLB 案では、「すべての生徒の成功を支援する手段と政策運営の柔軟性を、州政府や学区や現場の教師や親等に対して与える」と説明している。同長官は、その柔軟性の具体策を次のように紹介している。

例えば、Title I school-wide programs（貧困児童を対象とする連邦補助金の Title I 資金を学校全体を対象とするプログラムに使用するもの）について、その適用の条件である貧困生徒の割合を 50% から 40% に引き下げることで、何千もの学校が適用可能になる。

教育技能向上プロジェクトを他のいくつかのプロジェクトと統合して使用することで、事務手続きを簡素化できる。他にも同様の統合的運用を可能にする。

ここで Paige 長官が強調する柔軟性と、連邦議会あるいは州・地方レベルの教育関係者が求める柔軟性が必ずしも一致していないことが、NCLB の立法化の後の実施過程で問

題になるのであり、それが、本稿の主たる検討材料である NCSL 報告書でも取り上げられている。また、同長官は、チャーター・スクールに関する規定を緩和することを、NCLB 案による柔軟化規定として述べるが、別の見方をすれば、NCLB 案のアカウントビリティ・システムの要になる成績不良校に対する強い措置（チャーター・スクールの設置等による学校選択等）を取りやすくするための柔軟化ともいえよう。

以上みてきたように、ブッシュ（子）共和党政権の NCLB 案についての連邦議会公聴会における共和党議員と連邦教育長官の証言では、NCLB 案の政策目的では完全に一致しているが、政策手段としての連邦補助金の運用面においてニュアンスの違いがみられる。すなわち、Boehner 委員長も Paige 長官も、その政策目標を達成するために政策運用の柔軟性の拡大を強調するのであるが、Paige 長官は、毎年の評価試験や未達成校に対する強い措置を強く要請する厳格なアカウントビリティ・システムの構築が主であり、それを補完するものとして柔軟性を位置づけるスタンスが強い。

このスタンスの違いが、後に詳しく検討するように、NCSL 報告書の指摘につながっていくと考えられる。すなわち、連邦議会で制定された NCLB 法には各州に対する柔軟な運用規定が織り込まれたにもかかわらず、当初は連邦教育省が硬直的に運用したので、1990 年代に全米各地で実施された各州における多様な改革の成果が損なわれ、州レベルや学校区レベルにおける創意工夫の「実験室」の機能を破壊しているという NCSL 報告書の主張である。

(4) ブッシュ（子）大統領の Butterfield Junior High School 演説 (2004 年 5 月 11 日)

NCLB 法の成立後、連邦教育省は、同法のアカウントビリティ・システムに関する要件を厳格に運用しようとした。たとえば、州政府からなされた NCLB 法の要件の緩和要請を拒否することや、要件を満たさなかった州政府に対する連邦教育補助金の一部留保などが行われた。

このような連邦教育省の運用に対して、州・地方政府の現場からは不満と反発が生じるようになり、多くの州政府や学校区による柔軟な運用への要請を集大成するものとして、次節で検討する NCSL 報告書が出された。ただし実際には、NCSL 報告書の取りまとめの作業が進められていた当時、連邦政府の側でも州・地方政府の裁量性を認める方向に運用を柔軟化していたことから⁽¹⁶⁾、同報告書は各州政府と連邦教育省の交渉の過程で基準

となるポイントを州政府の側から提示するものと位置づけることができよう。その NCSL 報告書を検討する前に、その背景となる州＝連邦関係を示す資料として、2004年5月のブッシュ（子）大統領の演説を検討しておきたい。

2004年5月11日にブッシュ（子）大統領が訪問した Butterfield 中学（Van Buren, アーカンソー州）は、同月末に終了する学校年度において高い教育スタンダードを実現したと評価されていた。同大統領は、NCLB法の政策目的と主たる仕組みを説明したのちに、アメリカの分権的な州＝連邦関係や地方自治システムとの整合性を以下のように述べている⁽¹⁷⁾。

教育に関する地方自治を信奉する。教育成果の明示を求めることと、教師や校長の教育方法に関する裁量を主張することは矛盾しない。

連邦政府の官僚は、アーカンソー州 Crawford 郡の教育に介入しない。全米の50の州政府がそれぞれの教育の州スタンダードを制定し、アカウントビリティ・システムを構築し、試験も連邦政府ではなく、州・地方の側で作成している。

このように NCLB法の成立前から一貫したスタンスであり、ブッシュ（子）大統領の4つの原則は変わっていない。もう一つ興味深い論点は、州・地方政府の側が求める柔軟な運用の具体的な対象についてである。

NCLB法は（目的や理念や仕組みの大枠において：引用者）良い法律であり、確固たる内実を有しているが、たとえ最良の法律であろうとも、いくつかの調整が必要であることも承知している。それ故に、我々は、（現場の：引用者）学校や教師の意見を聞いて、現実的な対応を行うのである。特殊条件の生徒（障害を有する生徒を指すと思われる：引用者）については、その学力向上を測定するのに適したスタンダードを使って判断する、すなわち、評価スタンダードの柔軟な運用が必要である。また、英語を母語としない生徒についても、それぞれの学校による（NCLB法の求めるアカウントビリティ・システムへの算入の：引用者）作業において、寛大な措置を提供する。（スペイン語が一般的な場合に：引用者）スペイン語を話せない人がいたら、アカウントビリティ・システムに算入する前に、スペイン語を学ぶ時間が必要であろう。言葉を学ぶのに一生かかることはないので、アカウントビリティ・システムの柔軟な運用は必要である。

これらのアカウントビリティ・システムにかかわる柔軟性は、後にみるように、NCSL報告書でも重視される論点である。即ち、NCLB法の成立以降、州・地方から出されていた不満がこれらに関することであった。そこでブッシュ（子）共和党政権の側も柔軟に

対応して、NCLB法の全米的な定着を目指すという意思表示といえる。さらに、NCSL報告書のもう一つの論点である教員資格についても以下のように述べている。

非都市部の学校に対しては教員資格の基準について（NCLB法の規定よりも：引用者）広い裁量権を与える。「すべての児童が基礎学力を修得し、すべての学校が基礎学力を授ける」という（NCLB法の：引用者）基本的な目的については妥協することなく、運用については柔軟に行うのである。

そしてブッシュ（子）大統領は、州レベルの改革を促進するための連邦補助金の拡充、すなわち、100百万ドルのStriving Reading Initiative（英語教育のための教員研修やカリキュラム作成の費用への支援）の新設や、120百万ドルのMathematics and Science Partnership Programの増加を提案していることを述べるが、それも、後述するようにNCSL報告書でも重視される財源不足問題への対応策が示されているとみることができる。そして最後に、それらの連邦政府の側の調整作業も、NCLB法の基本的目的を達成するためであるとして、その基本理念を確認している。

公教育は我が国の将来にとって根本的に重要であり、Butterfield中学校のようなgood schoolは「希望への入口」(the gateway to hope)である。アメリカ全体で「希望への入口」が開かれるべきである。これまで何十年も、「すべての児童が基礎学力を修得する機会」を逃してきたが、(NCLB法によって：引用者)アメリカの公教育改革を実現するために努力している。

すなわち、当時、連邦教育省によるNCLB法の厳格な運用に対して全米の各地から反発や批判が出る中で、この大きな目的を全米で定着させるために修正や調整や補助金拡充を実施するということを大統領自身が明確に示したと理解できよう。

3. NCSL 報告書（2005年2月）の紹介と意義

ブッシュ（子）共和党政権の第1期の後半に高まったNCLB法に対する州・地方レベルからの改善要望をまとめたものとして、2005年に州議会議員の超党派的な全米組織であるNational Conference of State Legislatures (NCSL) が公表した*Task Force on No*

Child Left Behind Final Report と題された報告書（以下、NCSL 報告書と略記）がある⁽¹⁸⁾。この報告書を作成したのは、NCSL が設置した作業部会（Task Force on No Child Left Behind）であり、それは党派性や教育改革への信念・経験などにおいて多様な州の政策立案者や教育実務者によって構成され、全米各地で専門家や実務家に対するヒアリングを実施しながら、各地域で生じている NCLB 法の現実的な運用面における問題点を検討している⁽¹⁹⁾。

その論旨は、第 1 に、格差解消という教育改革の目的は、州レベルの教育改革においても従来から目指してきたものであるとして、賛成している。第 2 に、その実現のために、各州の多様な条件に最適な取り組みを可能にする柔軟性が不可欠であり、連邦教育省による画一的な運用は合衆国憲法違反であると同時に、アメリカ連邦システムの強みである「州の実験室」を損なうとする。そして第 3 に、AYP や教員資格などに関する連邦補助金の交付要件を中心に、具体的な改善の方向性を提示し、第 4 に、NCLB 法の達成目標を実現するために、適切な連邦補助金の増額を求めている。

これらの主張を提示するに当たり、同報告書はその第 1 章「教育改革に関する連邦政府の役割」において、合衆国憲法等の法的観点から、教育政策に関する州政府の権限と、NCLB 法における連邦政府からの義務付けの拡大とその運用の問題点を挙げている。ここでの NCSL 側の意図は、NCLB 法を合衆国憲法違反として否定することではなく、教育は州政府に留保された権限という大原則を損なわない形で連邦教育省が NCLB 法を運用することを求めるものといえる。

以下では、アメリカの州＝連邦関係の分権システムにおける州側の基本論理を、この NCSL 報告書から検討したい。

(1) NCSL 報告書の基本スタンス：州政府の先導性の再確認

NCSL 報告書はその序章で、「人種、民族、移民、富に関わらずアメリカの生徒達の間の学力到達度の格差を埋める」という NCLB 法の目的に賛意を示した上で、州＝連邦関係における最も重要な論点として、州・地方政府のイニシアティブを以下のように強調している⁽²⁰⁾。

州議会と地方の学校は（実質的に州政府の全体と地方政府レベルの学校区と教育現場としての学校の全てを含むものと解釈できる：引用者）、全ての生徒に対する教育の質を改善し、学力到達度の格差（achievement gap）を埋めるために長年にわたり努力している。NCLB

法は、国家レベル (the national level) から下された新たな目標をもたらすものではなく、むしろ全米を通じて州と学校の教室の中で進行した努力を結晶化したものである。

さらに同報告書の第1章では、この教育改革の実験を連邦最高裁 Brandeis 判事のいう古典的な “laboratories of democracy” の概念に当てはまるものとして、「一つの州で導入され、観察され、その他の州の特有のニーズに合うように修正されて採用された」と述べて、以下のように続けている⁽²¹⁾。

これは、スタンダードに基づく改革への移行と、K-12 スクール (キンダーガーデンから高校まで：引用者) の公正で適切な財源調達メカニズムをみつける努力を促進した。2001年12月に連邦議会を通過した NCLB 法は、これまでの州改革の多くを単一の連邦政策の中に包含しようとし、それが初等中等教育の運営における連邦政府の役割の相当な拡大をもたらした。

すなわち、NCLB 法自体が全米各地での様々な公教育改革の成果を受けて、全米に統一的に適用する枠組みを連邦法として制定したものである。前節で検討したように、同法は、公教育における生徒の学力向上に関する成果評価と説明責任を州政府に強く求めたのであり、その成果評価を実質的なものとするために、従来よりも連邦政府からの規律付けが強化された。しかしそれが、同法の創設基盤となる各州政府が既に取り組んでいた多様な改革の試みと矛盾するという側面が現れたので、その矛盾を緩和する、あるいは解消の方策を模索するために NCLB によって特別委員会が設置され、この報告書が提示されたというのである。

(2) NCSL 報告書第1章における州＝連邦関係の大枠の検討

NCSL 報告書は、法的観点から NCLB 法の合憲性と公教育における州政府と連邦政府の役割に関する規範的な検討を行い、公教育政策における連邦政府の過度な介入を排して、州政府の権限と多様性を尊重する形での NCLB 法の改正を求めている。その論旨を先に示しておくとして、第1に、合衆国憲法の修正第10条 (10th Amendment) と支出条項のいずれからみても NCLB 法の連邦政府の運営は違憲であると主張している。原則的には、修正第10条に基づけば、公教育は州政府に権限が留保された政策分野であり、連邦政府には何ら憲法上で明示された権限はない。だがこの修正第10条の制約を克服して連邦補

助金を通じた連邦政府の関与を可能とする仕組みとして、合衆国憲法第1編8節1項の支出条項による根拠づけ（支出権限）があり、修正第10条よりも支出権限の方が優越して、連邦補助金が実施されているという現実がある。しかし NCLB 法の連邦補助金が合衆国憲法の支出条項に憲法上の基盤を置くとしても、司法が示した支出条項の下での権限行使として認められるための条件を満たしていないために違憲であるとしている。

そこで、第2に現実的な解決策として、同報告書では、連邦補助金の交付要件の明確化と、NCLB 法への不参加を決めた州に対する財政的ペナルティの削減を求めている。そして NCLB 法には、州権や州・地方政府の多様な政策を尊重する制度的枠組み、具体的にはウェイバー規定と無財源マンデイトの禁止規定が組み込まれていることから、それらの規定を尊重することを連邦政府に求めている。

したがって、同報告書の実質的な意図は NCLB 法を憲法違反として無効にすることではなく、後者の現実的な改善策を強く求めるために、前者の憲法の次元の原則論を前面に押し出していると解釈できる。言い換えれば、後者の現実的な改善策を実施しない場合には、前者の原則的な次元における違憲状態に陥るという論理構成であろう。

本稿では、アメリカの分権システムに関する前者の原則的な次元の論理をもう少し立ち入って紹介していきたい。

(2)-1 合衆国憲法修正第10条と支出権限

まず州政府と連邦議会の権限については合衆国憲法の修正第10条において、「この憲法によって合衆国に委任されていない権限で、またこの憲法によって州に対し禁止されていない権限は、それぞれの州または国民に留保される」とされている⁽²²⁾。

そして、合衆国憲法第1編第1節では、連邦議会は「(合衆国) 憲法によって付与される立法権」だけが与えられるとされ⁽²³⁾、かつ、合衆国憲法では公教育に関して言及されていないことなどから、公教育に関する権限は州政府にあると歴史的に解釈されてきた⁽²⁴⁾。

しかし20世紀後半になると、憲法の司法解釈を通じて、連邦政府が関与する政策対象が拡大してきた。この連邦議会の権限拡大に主として用いられたのが、必要適切条項や州際通商条項、課税・支出条項である。これらのうち連邦補助金と関係するのが課税・支出条項であり、NCSL 報告書でも「教育における連邦政府の役割の拡大に対する司法上の正当化の根拠は、主に支出条項」であったとしている⁽²⁵⁾。

連邦政府の支出権限を根拠づけるのが、合衆国憲法第1編8節1項である。同項では、「連邦議会は、合衆国の債務の弁済と、共同の防衛および一般の福祉を提供するために、租税、関税、輸入税および消費税を賦課徴収するための権限を持つ」としており⁽²⁶⁾、連

邦議会の課税権限と同時に、債務の弁済と防衛と一般の福祉に対する連邦議会の支出権限を根拠付けている。

ただし支出権限によって関与が認められたとしても、連邦政府はこれらの分野で直接的な規制や統制をすることはできず、連邦資金の供与を通じて間接的に州政府等の活動に関与することしかできないとされている⁽²⁷⁾。しかし連邦政府が連邦補助金を交付するに当たっては、その政策意図に沿って連邦補助金を使用されることを担保するために受け手の側が順守すべき要件を付すことは認められている⁽²⁸⁾。NCLB法を含めて、連邦政府の初等中等教育法に基づく連邦補助金プログラムもこの支出権限に基づく連邦補助金であり、それを受け取る州政府には連邦政府が課す要件を遵守することが求められる。

このように、修正第10条による制約が存在するにもかかわらず、支出権限によって連邦政府の役割が拡大してきたことについて、NCSL報告書は次のように述べている⁽²⁹⁾。

多くの憲法学者が、修正第10条よりも、連邦議会の支出権限のほうが優越するとしており、支出権限が連邦政府にとって憲法問題を回避するための手段となっている。

ただし、支出権限の乱用によって州権が脅かされないように、連邦議会による支出権限の行使に対しては、一定の制約が司法判断を通じて課されてきた。同報告書ではその代表的なものとして、1987年 *South Dakota vs. Dole* 判決において最高裁判所が示した⁽³⁰⁾、連邦補助金プログラムが支出権限に基づく判断されるための条件を取り上げている⁽³¹⁾。具体的には、第1に、それが「一般の福祉 (general welfare)」を促進するものであり、第2に、特定の全米プロジェクトやプログラムにおいて連邦の利益 (federal interest) に密接に結びついていること、第3に、他の憲法規定によって禁止されておらず、第4に、州政府に対して連邦補助金の交付要件が曖昧であってはならないこと、そして第5に、財政的誘因であって強制ではないこと、である。

NCSL報告書は、NCLB法に対して、*South Dakota vs. Dole* 判決のこれらの条件のうち、第3、第4、第5の条件を侵害していると主張している⁽³²⁾。まず第3の条件については、NCSL報告書では、NCLB法は修正第10条に反しているためと述べられているが、この論点については記述が明確ではないので、とりあえず、公教育の権限は州政府にあり、連邦政府にはない、という原則を強調して再確認することが目的であろうと解釈しておきたい。

次に第4の条件に関する記述は明快であり、以下のような連邦教育省によるNCLB法の初期の運用の不適切さが、この条件が満たされない状況をもたらしたと主張している⁽³³⁾。

(NCLB 法の執行に当たり、：引用者) 州政府と連邦教育省との間の交渉期間の長期化や連邦教育省のガイドラインの変更に伴う継続的な州計画の修正、(州政府の：引用者) 計画修正の申請に対する(連邦教育省の：引用者) 一貫性のない承認など、NCLB 法の実施に当たって信頼できる前例や公示が欠如しており、これらは同法の「連邦補助金の交付要件が不明確である」ことの大きな証左である。

続いて第5の条件についても、同報告書は、以下の理由から NCLB 法が「誘因と強制の間のラインを超え」ているとした⁽³⁴⁾。

連邦当局者が、NCLB 法に参加しないことは、NCLB 法によって州政府が入手できる追加資金のみならず、州政府が NCLB 法以前から受けていた数千万ドル(連邦補助金：引用者)をも危うくするであろうと言及した。見合う資金の増加を行わずにその(Title I プログラムの対象：引用者) 範囲を拡大する一方で、連邦政府が Title I プログラムへの不参加に対する危険度(stakes)を増加させているという事実は、州政府と連邦政府の間に強制的な関係を創り出す。

この連邦補助金プログラムに不参加を選択した場合のコストの問題については、同報告書の第6章でも改めて取り上げられている。この問題が取り沙汰されることになった当時の状況と州政府や連邦政府の主張をもう少し検討しておこう。

当時、NCLB 法に対する強い反対を示した州の一つにユタ州があった。ユタ州が Title I 連邦補助金を拒否する意思を示したことに対して、2004年2月6日に連邦教育省の副長官が、ユタ州の Superintendent である Steven Laing に宛てた返答の中で、同州による「Title I 資金の拒否は、その他のプログラムに対して深刻な結果をもたらすであろう」と述べ、「technology, safe and drug-free schools や after school programs や, literacy programs for parents や comprehensive school reform といった(NCLB 法とは：引用者) 関係のないプログラム」に対する連邦補助金の削減が示されたとしている⁽³⁵⁾。

(連邦教育省の副長官の手紙では、：引用者) ユタ州がアカウントビリティとスタンダードを統合した既存の州システムを維持した場合には、純額として、43百万ドルの Title I 資金の喪失と、その約2倍の額を他の定式補助金とカテゴリー補助金において喪失するとされた。

そして連邦教育省は、他の連邦補助金プログラムには Title I の算定式が援用されているために、Title I の喪失によってそれらの他の連邦補助金の算定が不可能になるとして、

「州政府は Title I の定式を用いる全ての連邦補助金を失うことになる」と強く主張したという⁽³⁶⁾。

同報告書では、連邦補助金プログラムへの不参加に対するペナルティをより大きなものとするこの連邦教育省の解釈を不適切なものとした上で、「不参加に対する危険度を大きく増加させることによって、NCLB 法は、all-or-nothing の連邦マンドイトとして機能する one-way partnership に変化した」と批判し、もはや「強制」となっているとす。そして、同法の本来の趣旨から解釈すれば、より柔軟な形で州政府に参加の自由度が与えられるべきと主張するのである。

以上をまとめると NCSL 報告書の論旨は次のようになる。アメリカでは、支出権限の下で認められる連邦補助金プログラムは、連邦政府と州政府との間の任意な関係の下にあるとみなされており、州政府は、連邦政府が提示する交付要件を踏まえたうえで連邦補助金を受け取るか否かを判断し、連邦補助金を受け取るのであれば、連邦政府が定める交付要件を守ることが求められる。ただし、その連邦政府による要件が正当なものともみなされるためには一定の条件を満たしている必要があり、それを連邦政府の支出権限に関して示したのが、上述の *South Dakota vs. Dole* 判決の条件である。このようなアメリカの連邦補助金の位置づけは、同報告書の以下の記述にもよくあらわれている⁽³⁷⁾。

連邦補助金に関わるあらゆる要件は、明確に述べられなければならない、かつ、連邦政府側の強制的な行動が一切伴わないことで、州政府は、その（連邦補助金を受け取ることで生じる：引用者）帰結を十分に認識して承知をした上で、（連邦：引用者）資金を受け入れるか否かを決定することができる。

(2)-2 州イノベーションへの悪影響

州政府側が連邦政府の補助金の交付要件の緩和を求める根拠には、NCLB 法のルールを全ての州に画一的に適用することによって、先進的で高い成果を出している州の教育改革を劣化させるという現実的な問題も存在している。たとえば、同報告書では「ケンタッキー州とノースカロライナ州のより洗練された（そして正確な）Value Added Assessment Systems（引用者：教育成果を生徒の学力到達度の成長度合いによって測る手法）が、NCLB 法の下では認められなかった」ことがあげられている⁽³⁸⁾。そしてさらに、NCLB 法の硬直的な運用が「フェデラリズムの第1の利益」である州政府の政策イノベーションに与える阻害的な影響について、この特別委員会が各地で開いたヒアリングで得た意見などを例に挙げながら懸念が示されている⁽³⁹⁾。

(同作業部会のヒアリングで以下のような発言があった。：引用者)「NCLB 法のマンデイトはまた、カリフォルニア州やフロリダ州といった州の従前のアカウントビリティ・システムと激しく衝突し、学校がどの程度うまくいっているのか、何が十分な成績 (adequate performance) の構成要素となるのか、について大きな混乱を生み出している。どの学校やどの児童が何に対する適格性を持つのか、州政府と連邦政府の成果評価の食い違いをどのように解釈するのかについて、親も教育者もはっきりわかっていない。ミシガン州のような州において、その混乱は深くなっている。ミシガン州では、AYP を達成し損ねたことに伴うペナルティが、同州が NCLB 法以前の期間に考案してきたものと比べて、学習内容等の州スタンダードの低下やアカウントビリティ・システムの弱体化をもたらしている。」

そしてさらに、専門家等の研究にも依拠しながら、NCLB 法が「意図せざる結果」として、教育に関する地方自治の弱体化や、NCLB 法の目的と反する結果の招来 (学習内容等の州スタンダードの低下など) をもたらしていることを主張したうえで⁽⁴⁰⁾、Hoover Institution の研究から以下の文言を引用しながら⁽⁴¹⁾、州政府側の意見を示すのである。

何をもって AYP を達成したとするのかについて、全米的な合意形成に至るまで、州政府は実験を続けることを許されるべきである。時機を逸せずに早く改善をしたいという (教育改革:引用者) システムの創設への (連邦政府の:引用者) 強い要求については我々も理解するが、短気は悪い (連邦政府の:引用者) 教育政策を正当化しえるものではない。

NCSL 報告書の意図は、成果を性急に求めるために州・地方政府の裁量性を束縛するような連邦教育省による NCLB 法の運用に対する批判であり、それぞれの州における多様な政策実験を積み重ねるような形の教育改革を求めるものであったといえよう。

実際には、この NCSL の特別委員会がこの報告書の作成に向けた作業を進めていた時期に、連邦政府側もすでに 2004 年のブッシュ (子) 大統領演説にあるように、同じ方向に進み始めていた。

(2)-3 NCLB 法のウェイバー規定と無財源マンデイト規定

NCSL の特別委員会は、上述のように NCLB 法の違憲的な運用状態を改める方法として、同法に内蔵されているウェイバー規定と無財源マンデイト規定を連邦教育省が尊重し、活用することを求めている⁽⁴²⁾。

NCLB 法には、フェデラリズム上の不均衡をただす 2 つの仕組みがすでに組み込まれている。一つ目は、連邦教育省長官へのウェイバー権限の付与であり、同法の目的を満たすた

めに、より大きな自由度を州政府に与える機会を作り出している。2つ目は、同法への最も幅広い不満の一つである、無財源マニフェスト問題への対策である。

前者のウェイバー権限については、NCLB法の Title IX, Part D: Section 9401 で規定されており、同法で授権されたプログラムの下で連邦資金を受け、かつ同法の規定に従って、州・地方の教育当局や地方教育機関がウェイバーを申請する場合に、同法の任意の法令や規制の要件を免除する権限が連邦教育省長官に与えられている。このNCLB法のウェイバー権限を活用することを同報告書は求めているのである⁽⁴³⁾。そして、「連邦政府にとって、ウェイバー権限の適切な使用によって、NCLB法の法文を改正するまでもなく、(違憲にならないように：引用者) 適切な政策運営」が可能になると述べている⁽⁴⁴⁾。

以上みてきたように、同報告書からはまず、アメリカ社会の多様性を否定する方向でNCLB法の連邦政府の要件が規定・運用されたことに対する州政府の側の拒否反応の表れが、合衆国憲法の修正第10条を根拠とした、教育分野における州政府の側の優越性の再確認であったと読める。その根本を再確認したうえで、連邦教育補助金の必要性を認めるための「迂回の論理」を考え出した連邦裁判決を取り上げ、その論理を構成する条件に言及している。すなわち、テキサス・モデルも含めた多様な各州の改革の併存、並立を正当化するために、これらの州＝連邦関係や連邦補助金にかかわる憲法論議を取り上げている。そのうえで、現実的な解決策として、NCBL法にも織り込まれているウェイバー権限の活用によって、各州における多様な改革を柔軟に取り込む形の運用を、連邦教育省に求めたといえよう。

4. 今後の課題

NCSL報告書が作成されたのは、本稿第1節の連邦議会公聴会の検討の中でみた、NCLB案における州・地方レベルの柔軟性の拡大策の位置づけについて、連邦下院の委員長とPaige長官の間にあったニュアンスの違いが、NCLB法が運用されはじめると顕在化するという状況の下であった。それぞれの州には多様な価値観があり、また利害関係も一様ではないにもかかわらず、それらの州が全米的に団結するほどに、連邦教育省の画一的な運用に対するストレスが高まったとみることもできよう。

そして同報告書で述べられる基本的な憲法論や州権を尊重する論理は、多種多様な州と

地域から成るアメリカの連邦システムの礎をなすものであり、それぞれの州と地域の多様性を可能としながらも一つの国としてまとまるための基盤といえよう。したがって、ここで州側が示すスタンスは、おそらく教育分野に限られたものではなく、内政分野一般に対する州レベルの基本スタンスと考えられる。

このような視角から本稿ではこの NCSL 報告書の第 1 章における州 = 連邦関係の論理を検討した。次の課題として、同報告書が柔軟な運営のための最も重要な政策手段とするウェイバーについて検討することにしたい。

注

- (1) T. J. Conlan, "Federalism and Policy Instability: Centralization and Decentralization in Contemporary American Federalism," 『国学院経済学』, 第 60 巻第 1・2 合併号, (2011): 324-328 (邦訳 7-10).
- (2) 本稿における州・連邦関係の分権的な基本理念を確認するための NCSL 報告の検討は、次の作業としてその基本理念に沿った形でのウェイバーを典型とする柔軟な運用を実証的に検証するための準備となる予定である。
- (3) U. S. Department of Education, Office of Elementary and Secondary Education, *No Child Left Behind: A Desktop Reference* (Washington, D. C., 2002), 9-19.
R. R. Skinner, "The No Child Left Behind Act: An Overview of Reauthorization Issues for the 111 th Congress," *CRS Report for Congress*, RL 33749 (2009).
土屋恵司, 「2001 年初等中等教育改正法 (NCLB 法) の施行状況と問題点」, 『外国の立法』 (国立国会図書館), 第 227 号 (2006): 129-131. 小池治, 「アメリカの教育改革とガバナンス」, 『横浜国際社会科学研究所』, 第 16 巻第 1 号, (2011): 11-12.
- (4) Pub. L. 107-110, § 1111(b)(1).
- (5) Pub. L. 107-110, § 1111(b)(3).
- (6) Pub. L. 107-110, § 1111(b)(2).
- (7) Pub. L. 107-110, § 1111(h); U. S. Department of Education, Office of Elementary and Secondary Education, *No Child Left Behind*, 18-19.
- (8) Pub. L. 107-110, § 1116. 詳しくは, Skinner, "No Child Left Behind Act," 10-13; W. Riddle, "K-12 Education: Highlights of the No Child Left Behind Act of 2001 (P. L. 107-110)," *CRS Report for Congress*, RL 31284 (2003); U. S. Department of Education, Office of Elementary and Secondary Education, *No Child Left Behind*, 17-18 を参照。
- (9) NCLB では, 親に対する選択肢を拡大するためのその他の方策として, 親・教育者・地域社会に対する新たなチャーター・スクールを作るための支援の増加や, 恒常的に危険な学校に通っている生徒や学校で暴力事件の被害者となった生徒に対する同じ学区内の安全な学校に通うための選択肢を与えている (U. S. Department of Education, Office of Elementary and Secondary Education, *No Child Left Behind*, 11)。
- (10) Pub. L. 107-110, § 1116(b)(7)(C)(iv).
- (11) 再編に当たっては, (1) チャーター・スクールへの移管, (2) 校長を含めた学校教職員の刷新, (3) 民間企業への業務委託, (4) 学校運営の州教育当局への委譲, (5) その他の主要な再編策, のうち少なくとも一つ以上を実施しなければならない。(Pub. L. 107-110, § 1116(b)(8)(B).)
- (12) G. W. Bush, "Remarks on the Education Plan, Submitted to Congress," (speech at the East

- Room of The White House, Washington, D. C., January 23, 2001).
- (13) U. S. House, Committee on Education and the Workforce, Hearing, *Leave No Child Behind*, 107 th Cong, First Sess., Serial No. 107-5 (2001).
- (14) U. S. House, Committee on Education and the Workforce, *Leave No Child Behind*, 1-3.
- (15) U. S. House, Committee on Education and the Workforce, *Leave No Child Behind*, 5-8.
- (16) J. H. Rhodes, *An Education in Politics: The Origins and Evolution of No Child Left Behind*, (New York: Cornell University Press, 2012), 166.
- (17) G. W. Bush, “Remarks on Education,” (speech at Butterfield Junior High School, Van Buren, Arkansas, May 11, 2004).
- (18) 同報告書については、土屋「2001年初等中等教育改正法」でも紹介されている。
- (19) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force on No Child Left Behind Final Report*, (Denver, CO: National Conference of State Legislature, 2005), 2. この特別委員会は、2004年3月に創設された後、10か月間に8回、全米の7つの異なる地域で開催され、大学の研究者から州・地方の教育担当官まで幅広い証言者からのヒアリングも行われた。
- (20) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 1.
- (21) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 4.
- (22) U. S. Const., Amendment X. 邦訳は樋口範雄, 『アメリカ憲法』, (弘文堂, 2011), 28を参照。
- (23) 樋口, 『アメリカ憲法』, 27. 連邦議会の権限について詳しくは、樋口, 『アメリカ憲法』, 30-79を参照。
- (24) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 6.
- (25) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 6.
- (26) U. S. Const., Art. I, § 8, cl. 1. (邦訳にあたっては田中英夫編, 『Basic 英米法辞典』, (東京大学出版会, 1993), 219を参照。)
- (27) 樋口, 『アメリカ憲法』, 60.
- (28) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 6.
- (29) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 7.
- (30) *South Dakota v. Dole*, 483 U. S. 203, (1987).
- オバマ医療改革の合憲性に関する連邦最高裁判決でも、これらの*South Dakota vs. Dole*で示された条件が重要な役割を果たしていた。詳しくは、加藤(2015)を参照されたい。
- (31) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 7.
- (32) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 7.
- (33) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 7.
- (34) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 7.
- (35) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 49.
- (36) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 49.
- (37) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 8.
- (38) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 8.
- (39) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 8.
- (40) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 8-9.
- (41) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 9. 元となった研究は、Kane, Staiger and Geppert (2001), *Assessing the Definition of “Adequate Yearly Progress in the House and Senate Education Bills”*, Hoover Institution/UCLA (<http://www.brookings.edu/gs/brown/housesenate6.pdf>) である。

- (42) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 9.
- (43) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 10.
- (44) National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 10. また、同報告書は無財源マニフェストを禁止する NCLB 法の規定について、「州・地方政府が、連邦政府によって資金手当てされない NCLB 法の実施費用を負うべきではないということを、明確に述べ」たものとしている。そして、それにもかかわらず、実質的に「同法は無財源ないしは不十分な財源のマニフェスト (unfunded or underfunded mandate) として作用しているという一般的な認識が存在する」と指摘している (National Conference of State Legislature, *NCSL Task Force*, 10)。

参考文献

- Bush, G. W., "Remarks on the Education Plan, Submitted to Congress," (speech at the East Room of The White House, Washington, D. C., January 23, 2001), in *Selected Speeches of President George W. Bush 2001-2008*, (https://georgewbush-whitehouse.archives.gov/infocus/bushrecord/documents/Selected_Speeches_George_W_Bush.pdf)
- Bush, G. W., "Remarks on Education," (speech at Butterfield Junior High School, Van Buren, Arkansas, May 11, 2004), in *Selected Speeches of President George W. Bush 2001-2008*, (https://georgewbush-whitehouse.archives.gov/infocus/bushrecord/documents/Selected_Speeches_George_W_Bush.pdf)
- Conlan, T. J., (2011), "Federalism and Policy Instability: Centralization and Decentralization in Contemporary American Federalism," 『国学院経済学』, 第 60 卷, 第 1・2 合併号, pp. 315-344, (渋谷博史邦訳, pp. 1-25).
- National Conference of State Legislature (NCSL), (2005), *NCSL Task Force on No Child Left Behind Final Report*, Denver, CO: National Conference of State Legislature.
- Rhodes, J. H., (2012), *An Education in Politics: The Origins and Evolution of No Child Left Behind*, Ithaca, New York: Cornell University Press.
- Riddle, W., (2003), "K-12 Education: Highlights of the No Child Left Behind Act of 2001 (P. L. 107-110)," *CRS Report for Congress*, RL 31284.
- Skinner, R. R., (2009), "The No Child Left Behind Act: An Overview of Reauthorization Issues for the 111 th Congress," *CRS Report for Congress*, RL 33749.
- U. S. Department of Education, Office of Elementary and Secondary Education, (2002), *No Child Left Behind: A Desktop Reference*, Washington, D. C.
- U. S. House, Committee on Education and the Workforce, (2001), Hearing, *Leave No Child Behind*, 107th Cong, First Sess. (Serial No. 107-5).
- 加藤美穂子, (2015), 「アメリカのメディケイド補助金とオバマ医療改革」, 『香川大学経済論叢』 第 88 卷, 第 3 号, pp. 75-132.
- 小池治, (2011) 「アメリカの教育改革とガバナンス」, 『横浜国際社会科学研究』, 第 16 卷第 1 号, pp. 1-17.
- 田中英夫編, (1993), 『Basic 英米法辞典』, 東京大学出版会。
- 土屋恵司, (2006), 「2001 年初等中等教育改正法 (NCLB 法) の施行状況と問題点」, 『外国の立法』 (国立国会図書館), 第 227 号, pp. 129-136.
- 樋口範雄, (2011), 『アメリカ憲法』, 弘文堂。